

府政防第256号
国総参社第5号
国土企第48号
国都計第138号
国水政第102号
国住街第226号
国住指第3755号
平成24年3月9日

各都道府県知事 殿

内閣府 政策統括官 (防災担当)

国土交通省 総合政策局長

土地・建設産業局長

都市局長

水管理・国土保全局長

住宅局長

津波防災地域づくりに関する法律等の施行について

平成23年3月11日に発生し甚大な被害を引き起こした東北地方太平洋沖地震の津波を受け、平成23年12月7日に津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）が成立した。今後は、最大クラスの津波に備えるため、全国において法等を活用した津波防災地域づくりの推進が求められることになる。

今般、法等が津波災害特別警戒区域に関連する規定を除き施行されたことから、その施行に当たって、下記の事項に十分留意し、適切な運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内関係市町村に周知方取り計らわれるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

第1 法の施行について

平成23年12月27日に津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成23年政令第426号。以下「施行令」という。）、津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号。以下「施行規則」という。）及び津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年12月27日国土交通省告示第1318号。以下「告示」という。）等が法とともに施行されたところである。

法の施行に当たっては、これらの関係法令のほか、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成24年1月16日国土交通省告示第51号。以下「基本指針」という。）に基づき適切な運用を図るとともに、本通知についても参照されたい。

また、法の対象は、最大クラスの津波により被害が及ぶおそれのある地域である。沿岸域を有していない地方公共団体においても、津波が河川を遡上することによって法の対象になりうることに留意されたい。

なお、本通知のうち第9の5の指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設に係る部分（技術的基準を除く。）は内閣府及び国土交通省の共管となっている。

第2 国及び地方公共団体の責務、施策における配慮について

1 国及び地方公共団体の責務（第4条関係）

津波防災地域づくりを効果的に推進するためには、ハード・ソフトの施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせるとともに、官民が一体となって取り組む必要がある。

このため、法においては、国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせ、一体的に講ずるよう努めるものとしている。

2 施策における配慮（第5条関係）

津波防災地域づくりの推進は、国と地方公共団体のみによって行えるものではなく、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備や津波災害特別警戒区域における一定の建築物の建築とそのための開発行為の制限をはじめとして、地域住民、民間事業者等の理解と協力が不可欠である。

また、防災の観点を重視するあまり、地域の発展を阻害するような対策に偏ることなく、地域の創意工夫を活かすとともに、住民の生活の安定や地域経済の活性化に配慮する必要がある。

このため、法においては、国及び地方公共団体は、法に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めるものとしている。

第3 基礎調査について

1 本制度の概要

国土交通大臣及び都道府県が、基本指針の「二 法第六条第一項の基礎調査について指針となるべき事項」に基づき、津波による災害の発生のおそれがある地域を対象に、法第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査を、法第6条及び第7条に基づき実施するものである。

2 留意事項

海域や陸域の地形は津波の伝播や遡上に大きく影響を与えるため、こうした津波の挙動を予測するためには地形に関する情報が不可欠である。

このため、基本指針の二の2の「ア 海域、陸域の地形に関する調査」においては、都道府県が津波浸水シミュレーションを実施する際に用いる格子状の

数値情報からなる地形データを作成することとしている。

津波浸水想定の設定又は変更に当たっては、津波浸水シミュレーションによって得られる浸水の区域や水深が基となるため、本調査の結果が浸水の広がりや深さに影響を与えることとなることから、最新の地形データとなるよう努めるとともに、東北地方太平洋沖地震等による地盤変動等についてもできる限り考慮する必要がある。

地形データの基となる海域の水深データ（海底地形データ）については、日本海洋データセンターや財団法人日本水路協会が提供している各種データのほか、海岸管理者、港湾管理者及び漁港管理者等が保有する測量成果や工事用図面等を活用されたい。また、陸域の標高データについては、国土交通大臣等による航空レーザ測量の結果や国土地理院が提供している数値地図等を活用されたい。

これらのデータから格子状の数値情報からなる地形データを作成するに当たっては、実際の地形や地図と比較して不自然なものとなっていないか留意する必要がある。

第4 津波浸水想定の設定について

1 本制度の概要

都道府県が、基本指針の「三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項」に基づき、法第6条の基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を対象に、津波浸水シミュレーションにより予測される浸水の区域及び水深を、法第8条第1項の津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）として設定するものである。

2 留意事項

(1) 精度の確保

津波浸水シミュレーションに用いる格子状の数値情報からなる地形データについては、外洋においては津波の伝播が速いことから比較的大きな格子間隔で十分だが、沿岸部や陸域においては局所的な地形等を考慮する必要があることから格子間隔も小さいものが要求される。このため、シミュレーションから得られる結果の精度とシミュレーションに要する時間等を総合的に検討した上で、適切な格子間隔を設定するものとする。

また、予測のための津波浸水シミュレーションを実施する前に、過去に発生した津波による痕跡等を用いて、シミュレーションモデルの再現性を考察されたい。

(2) 各種条件設定

対象とする最大クラスの津波やそれを引き起こす断層モデルの設定に当たっては、隣接する都道府県間等で齟齬が生じないように留意する必要がある。

また、最大クラスの津波を発生させる海溝型巨大地震により想定される地盤変動については、特に地盤沈下が大きい場合にはこれを考慮されたい。

海岸堤防や河川堤防等の条件については、東北地方太平洋沖地震による津波のような最大クラスの津波で見られたように、各管理者が想定している設計レベルを超過した場合には施設が破壊されないことが担保できないと考えられることから、越流した場合には破壊されることを基本設定とすることとする。なお、この際、津波防波堤を有する港湾のみならず、三大湾等の港湾の海岸管理者の意見を聴くものとする。

なお、津波浸水シミュレーションにおいては、津波浸水想定で定める津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深のほか、津波の到達時間や到達経路、法第53条第1項の基準水位等についても計算結果として得ることができることから、避難計画等の検討にこれらを十分活用するよう留意する必要がある。

第5 推進計画の作成について

1 本制度の概要

市町村が、基本指針の「四 法第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができることとしたものである。

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波を想定してどのように津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村が地域の実情に応じてその具体の姿を総合的に描き、住民をはじめ地域全体で共有することにある。このため、推進計画の作成に当たっては、避難路や避難施設等の整備といったハード施策や警戒避難体制の整備や一定の建築物の建築及びそのための開発行為の制限といったソフト施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせ、かつ、計画の内容を住民等にわかりやすく示すことに十分に配慮する必要がある。

また、推進計画の区域においては、津波防災地域づくりを推進するための特例措置が適用されることとなる。各種の特例措置を含めた様々なハード・ソフト施策を適切に組み合わせることにより、効果的な津波防災地域づくりが実現されることが期待される。

2 推進計画の作成に当たっての留意事項等

(1) 推進計画区域（法第10条第2項関係）

推進計画には、推進計画区域を必ず定める必要がある。この区域は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画の区域内において、土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

(2) 推進計画に記載する事業・事務（法第10条第3項第3号関係）

津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する事項（法第10条第3項第3号イからへまで）には、実施する事業等の位置、規模、実施時期、期待される効果等を記載し、津波防災地域づくりの全体像と各事業等がもつ意義が分かるように記載することとする。また、他の事業・事務との関係性についても記載することが望ましい。

ただし、事業・事務についての詳細が固まっていない段階においては、必要に応じて関係者と調整の上、記載する事項を判断することとなる。

また、推進計画には、推進計画の作成主体となる市町村以外の者が実施する事業・事務についても記載できるが、記載する場合は、あらかじめ、これらの者と協議を行う必要がある。（協議については「(4) 関係者との調整（法第10条及び第11条関係）」及び「(5) 協議会（法第11条関係）」を参照されたい。）

このほか、各事業・事務について記載する場合の留意すべき事項として、以下の事項が挙げられる。

- 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項を記載する場合には、夜間や荒天時といった悪条件下においても津波の発生のおそれがあることにも留意しつつ定めることが望ましい。
- 地籍調査の実施に関する事項を記載する場合には、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定める事業計画等と十分に整合を図るよう留意する必要がある。

等

(3) 推進計画の期間

津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設

定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、定期的にフォローアップを行うなど適時適切に計画の進捗状況を検証し、ハード・ソフトの施策の組み合わせを必要に応じて見直していくことが望ましい。

(4) 関係者との調整（法第10条及び第11条関係）

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、関係者との十分な調整を図る必要がある。このため、市町村は推進計画の作成に当たって、関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。）や民間事業者を含めた計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と協議しなければならないこととしている。

また、都道府県との協議は、事業・事務を実施することになる者である都道府県とは別途、必要となることに留意するものとする。なお、津波防災地域づくりにおける避難誘導等の重要性に鑑み、ここでいう都道府県には、知事部局だけでなく、都道府県公安委員会が含まれることにも留意する必要がある（「(5) 協議会（法第11条関係）」において同じ。）。

また、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要があることにも留意が必要である。

なお、市町村は、協議の円滑化・効率化を図るため、推進計画の作成前の構想の段階から、関係者と十分に相談することが望ましい。

法第10条第6項においては、市町村の方針とこれらの施設の事業計画の調整を図るため、推進計画のうち、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて定めることとしているため、十分な時間的余裕をもってこれらの関係管理者等と相談する必要がある。この際、市町村は、必要に応じて、関係管理者等に対し、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。申出を受けた関係管理者等は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申出を尊重することが求められる。

(5) 協議会（法第11条関係）

推進計画を作成しようとする市町村は、関係者との協議等を円滑かつ効率的に進めるための場として協議会を活用することができる。この協議会では、推進計画の作成に関する協議とともに実施に係る連絡調整も行うことができ

る。

協議会の構成員には、①推進計画の作成主体となる市町村、②市町村の区域を含む都道府県、③関係管理者等の推進計画に記載しようとしている事業・事務の実施主体のほか、④学識経験者や住民の代表者等の市町村が必要と判断した者を加えることができることとしている。なお、④としては、津波によって被災した場合、周辺地域の被害を拡大させるおそれのある施設（石油コンビナート等）の管理者等を加えることも検討することが望ましい。

また、協議会において協議を行う場合は、あらかじめ、定足数、議決等の協議会の運営に必要な事項を協議会で定めておくものとする。

(6) 推進計画の公表・送付（法第10条第9項から第12項まで関係）

市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。公表に当たっては、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めるとともに、計画の内容をわかりやすく示すように配慮するものとする。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付するものとする。なお、国土交通大臣、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局参事官（社会資本整備）室）、都道府県への送付が必要となる。このため、都道府県は事業・事務の実施主体としての送付先とは別途、送付を受けることとなる担当部局を定めるとともに、関係市町村に対して当該担当部局を速やかに周知するものとする。

なお、推進計画の送付を受けた都道府県は、市町村に対して、事業実施に当たっての助成制度の紹介や近隣の地方公共団体の取組に関する情報提供等の必要な助言を行うことができる。

また、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとする。

第6 推進計画区域における特別の措置について

1 土地区画整理事業の特例（津波防災住宅等建設区）（法第12条から第14条まで関係）

(1) 本制度の概要

本制度は、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（推進計画区域内にあるものに限る。）の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画において、盛土、

嵩上、高台切土による措置など施行地区内の津波による災害の防止又は軽減のための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び居住者の生活の基盤となる公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。）の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、津波防災住宅等建設区を定めることができるとするものである。

津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を当該建設区内に定めるべき旨の申出をすることができ、当該申出が法第13条第1項各号に掲げる要件に該当する場合は、当該申出に係る宅地は、津波防災住宅等建設区内に換地されることとなるものであり、本制度は、防災性の高い市街地の整備に資するものである。

（2）留意事項

津波防災住宅等建設区の設定に当たっては、あらかじめ施行予定地区内の需要の動向、土地の所有者等の意向等を十分調査することにより、住宅及び公益的施設が建設される見込みを把握することが必要である。また、津波防災住宅等建設区に定められる換地の概ねの総面積に、事業計画において定める津波防災住宅等建設区の宅地の面積が相応しない場合には、施行者は速やかに事業計画の変更を行い、津波防災住宅等建設区の区域等の変更を行う必要がある。

2 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（法第15条関係）

（1）本制度の概要

本特例は、津波防災地域づくりを推進するため、推進計画区域内（津波災害警戒区域である区域に限る。）において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の、防災上有効な災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等の部分について、建築審査会の同意が不要な特定行政庁の認定により、当該部分の床面積を容積率算定の基礎となる延べ面積から不算入とすることができることとし、容積率制限の特例の適用について、認定による手続き迅速化を図り、災害用備蓄倉庫等を備えた津波からの避難に資する建築物の建築を推進するものである。

なお、東日本大震災の被災地については、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第76条第2項により、一定の復興整備計画の区域を推進計画区域とみなして、本特例を適用することもできる。

(2) 運用の方針

本特例は、法第56条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合する建築物に設けられる、防災上有効な災害用備蓄倉庫、自家発電設備室等の、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から、防災上有効で設置の必要性が高いと判断される施設・設備を対象とするものである。各特定行政庁におかれては、本特例が津波からの避難に資する建築物の建築を推進するものであることを踏まえ、下記①及び②について、遺漏なきよう適切に運用されたい。

①本特例の対象

本特例の対象となる施設・設備は、津波災害が発生した際に防災上有効な機能が確保されるものに限られることから、基準水位以上に配置されること又は密閉性の高い地下室に設けること等の配慮が必要である。また、災害時に避難スペース等となるが、通常時において体育館や集会場等の用途に供するスペースについては、居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的のために継続的に使用される部分であるため、本特例の対象とはならない。本特例は、容積率規制の趣旨に鑑み、公共施設に対する負荷の増大のないものを対象とすること。

②本特例の適用方法

本特例は、災害用備蓄倉庫や自家発電設備等を設置するスペースに供される部分の床面積相当分について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定し容積率制限の特例を適用するものであるが、当該認定の際には、法の趣旨に基づき、周辺市街地環境に十分留意の上運用すること。なお、本特例の適用に際しては、当該建築物の所有者、管理者に対し、本特例の趣旨の周知に努めるとともに、他の用途への転用がなされることのないよう、必要に応じ、報告を求め、又は立入検査等により実態の把握や違法状態の是正に努めること。

3 集団移転促進事業に関する特例（法第16条関係）

推進計画区域内に存する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第1項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とする集団移転促進事業について、都道府県は市町村から一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申し出を受けた場合においては、例外的に当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。

第7 一団地の津波防災拠点市街地形成施設について（法第17条関係）

都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）を参照されたい。

第8 津波防護施設等について

1 津波防護施設（法第18条から第49条まで関係）

（1）本制度の概要

津波防護施設とは、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘（こう）門（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、法第8条第1項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。

津波防護施設は、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備される海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、陸上に遡上した場合に、その浸水の拡大を防止するために内陸部に設ける施設である。

発生頻度が極めて低い津波に対応するものであるため、法第71条第1項の避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して延長の短い小規模盛土や閘門を設置するなど、効率的に整備し、一体的に管理していくことが適当である。なお、津波防護施設の技術上の基準については、法第29条及び施行規則第18条並びに別途定める技術的助言を参照されたい。

（2）津波防護施設管理者（法第18条関係）

津波防護施設は、広域的な効果が期待できるものであること、津波浸水想定を踏まえて整備・管理するものであることから、法第18条第1項により、その管理は、原則都道府県知事が行うこととしている。

また、津波防護施設の管理は、当該津波防護施設の存する都道府県の知事が行うことが原則であるが、二以上の都府県にわたる場合においてその境界に係る部分については、関係都府県知事が相互に協議し、その管理方法を定め、合理的区分により統一的管理を行うことが適当であるため、法第20条第1項に境界に係る津波防護施設の管理の特例を設けている。

なお、小規模な津波防護施設については、地域づくりと一体で整備される

場合等市町村長が管理することが適切な場合があることから、法第18条第2項により、都道府県知事が指定したものについては、市町村長が管理を行うこととしている。

(3) 推進計画への位置づけ

津波防護施設の整備に関する事項を市町村が定める推進計画に記載する場合には、当該施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、地域の選択として、推進計画に位置づけられるものであることから、津波浸水想定を踏まえた上で、法第71条第1項の避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮して定めることとする。

なお、既存の道路や鉄道を津波防護施設との兼用工作物として推進計画に位置付けようとする場合には、津波防護施設管理者が案を作成する際に、あらかじめ当該道路や鉄道の管理者とも十分に協議を行うこととする。協議を実施するに当たっては、できる限り早い段階から協議を行い、道路や鉄道の整備の計画や管理等に支障を来さないように配慮するものとする。

なお、東日本大震災の被災地については、推進計画に代えて、東日本大震災復興特別区域法第76条第1項により、一定の復興整備計画の区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

(4) 津波防護施設区域の指定（法第21条関係）

津波防護施設は、地域における津波災害を防止し、又は軽減するために重要な機能を果たすものであるため、その保全に支障を及ぼすおそれがある行為を制限し施設を適切に管理するため、法第21条により、津波防護施設区域を指定するものとしている。

なお、当該施設に隣接する土地の区域については、権利を過度に制限することがないように十分配慮しつつ、施設の保全上必要な最小限度に限り津波防護施設区域に指定することができる。また、当該土地の区域を指定しようとする場合には、津波防護施設管理者と当該土地の所有者・管理者との間で、あらかじめできる限りの調整を行うことが望ましい。

(5) 津波防護施設区域の占用（法第22条及び第37条関係）

法第22条第1項の規定による占用の許可は、津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）については、津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するようにする必要がある。

また、許可には、管理上必要があると認められる場合に条件を付することができる。

なお、ある行為が法第22条及び第23条に該当する場合は、法第22条及び第23条の許可をそれぞれ受ける必要がある。

(6) 津波防護施設区域における行為の制限（法第23条及び第37条関係）

法第23条第1項各号に掲げる行為を許可するに当たっては、区域内の地形、地質並びに掘削等の行為の態様を十分に考慮し、当該行為が津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するようになる必要がある。

また、許可には、管理上必要があると認められる場合に条件を付することができる。

なお、施行令第6条第1項の規定により指定する津波防護施設を損壊するおそれがある行為としては、例えば、土石、竹木等を堆積し、設置する行為等が想定されるが、津波防護施設が設置される地形、地質等の状況を踏まえて、必要な行為を指定することが望ましい。

(7) 兼用工作物の協議（法第30条関係）

道路や鉄道等の既存施設を津波防護施設との兼用工作物とする場合には、法第30条第1項により、管理方法等に関して協議して定めることとしているが、協議に際しては、可能な限り早期の段階から他の施設等の管理者と調整を行うとともに、他の施設等が有する本来の目的を阻害しないよう調整を行うといった点に配慮するものとする。また、津波防護施設が発生頻度の極めて低い最大クラスの津波に対してその効果を発現する施設であることに鑑み、できる限り効率的に施設の管理を行うものとする。

(8) 津波防護施設台帳（法第36条関係）

津波防護施設台帳の調製及び記載事項等は、施行規則第20条に規定するところであるが、当該津波防護施設台帳は、津波防護施設及び津波防護施設区域を把握する唯一のものであり、津波防護施設の保全及び国民の権利に重大な関係があるので、その正確性を期するとともに、速やかに調製する必要がある。

2 指定津波防護施設（法第50条から第52条まで関係）

(1) 本制度の概要

指定津波防護施設とは、推進計画区域内の浸水想定区域において、津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認める施設（海岸

保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。)について、法第50条第1項に基づき都道府県知事が指定するものである。

なお、東日本大震災の被災地については、東日本大震災復興特別区域法第76条第2項により、一定の復興整備計画の区域を推進計画区域とみなして、本措置を適用することができる。

(2) 指定津波防護施設の指定の考え方

指定津波防護施設の指定に当たっては、津波浸水想定を踏まえ、当該施設の有無により浸水範囲、浸水深等に有意な差があり、当該施設が浸水拡大の防止に有用であると認められる場合に、避難促進施設や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮し、当該施設の所有者の同意を得て指定するものである。また、指定に当たり指定津波防護施設の形状等を確認する際は、法第29条及び施行規則第18条に定める津波防護施設の技術上の基準並びに別途定める技術的助言を目安として参照するものとする。

(3) 指定津波防護施設の標識（法第51条関係）

指定津波防護施設の指定を受けた施設は、法第51条第1項により、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、標識を設けなければならないこととされている。なお、道路、鉄道が指定津波防護施設に指定された場合には、交通安全上、盛土上の道路、鉄道の敷地内に避難すると危険な場合には、その旨を記載することが望ましい。

(4) 指定津波防護施設に係る届出（法第52条関係）

法第52条により、指定津波防護施設について土地の掘削等や施設の改築等の一定の行為をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととされている。当該届出を要しない通常管理行為、軽易な行為等として施行令第17条で定める指定津波防護施設の維持管理のためにする行為には、指定津波防護施設の修繕、電線、水道管等の埋設、信号、防風壁等の設置等のために行うものが該当する。

なお、都道府県知事は、届出があった場合に、法第52条第3項に基づき必要な助言又は勧告をすることができるが、当該助言又は勧告の内容は、届出をした者が通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものであることが望ましい。また、当該助言又は勧告に対し、届出をした者による対応が困難である場合は、津波防護の観点から代替的な対応の要否について十分に検討することが望ましい。

さらに、指定津波防護施設の管理者から同条に基づく届出に先立って事前

に相談がなされた場合には、都道府県知事は必要な助言を行うことが望ましい。

第9 津波災害警戒区域について

1 本制度の概要

法第53条第1項により、都道府県知事が、基本指針の「第四 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとしたものである。

警戒区域の指定に当たっては、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、地域の津波への警戒避難体制の確立のため、周辺の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域もその対象に含めて検討することが適当である。

2 基準水位

警戒区域の指定に当たっては、法第53条第4項により、当該指定の区域のほか、同条第2項の基準水位を公示することとしている。

基準水位は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、来襲した津波が建築物等に衝突する時点で有しているエネルギーの大きさによるものであることから、津波浸水シミュレーションを活用してこれを算定することとする。この基準水位が、5の指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設の避難場所の高さの基準となる。

具体的には、都道府県知事が津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションを実施する際、最大浸水深の算定と同時に、基準水位に相当する比エネルギー（地盤面を基準面に、運動エネルギー等を含む津波の有する全エネルギーを水位に換算したもの）の最大値を計算格子ごとに予め算定しておき、警戒区域の指定時にこの平面分布を、原則として地盤面からの高さで公示することとする。

3 市町村地域防災計画に定めるべき事項等（法第54条、第57条及び第66条関係）

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、警戒区域の指定があつたときは、災害対策基本法（昭和36年法

律第223号)の特則として、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、法第54条に規定する警戒避難体制に関する事項を定めるものとしている。

法第69条により、市町村防災会議の協議会が設置されているときは、当該協議会が市町村相互間地域防災計画で定めることとなる。

市町村地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画(以下「市町村地域防災計画等」という。)に定めるべき事項は、以下のとおりである。

第一に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、昼間及び夜間における予報・警報の伝達に用いる具体的な手段を定めることが適当である。

第二に、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、高台にある広場・公園や避難施設などの避難場所と当該避難場所までの避難経路の名称や所在地を定めることが適当である。また、法第57条及び第66条により、指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設については、これらの避難施設に関する事項を定めるものとしている。

第三に、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う津波避難訓練の実施に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、津波避難訓練の具体的な実施内容やその実施時期を定めることが適当である。また、当該津波避難訓練は、地理的条件、時間帯等様々な条件を考慮し、かつ、津波浸水想定、津波浸水シミュレーションで算定した津波の到達時間等を踏まえ、具体的かつ実践的な訓練を行うとともに、高齢者等の災害時要援護者に十分に配慮するよう努める必要がある。

なお、水防法(昭和24年法律第193号)第32条の3により、警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、この津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならないこととされているので、市町村長は、これらの者に津波避難訓練の実施について連絡するとともに、その役割分担等について協議されたい。

第四に、警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがあると認められる場合における、これらの施設の名称及び所在地である。市町村地域防災計画等に定められたこれらの施設が、6の避難確保計画の策定等が義務づけられる避難促進施設となる。

第五に、第一から第四までの事項のほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項であり、避難誘導體制

等について定めることが望ましい。

なお、上記の警戒避難体制については、より一層の津波防災への安全性を確保するため、地形的状況や町丁目界などを参考に警戒区域の周辺地域もその対象に含めて検討することが望ましい。

4 住民等に対する周知のための措置（法第55条関係）

法第55条により、警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画等に基づき、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととしている。これは、いわゆる「津波ハザードマップ」の作成について規定したものである。

「津波ハザードマップ」には、警戒区域及び当該区域における最大浸水深を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること、当該図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くものとしている。

また、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。また、津波浸水想定や市町村地域防災計画等が見直された場合など「津波ハザードマップ」の見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。

なお、水防法第15条第4項により、警戒区域をその区域に含む市町村において同項に基づくいわゆる「洪水ハザードマップ」を作成する場合には、一覧性の観点から、「津波ハザードマップ」に記載する事項を併せ記載することとしていることに留意する必要がある。

5 指定避難施設及び管理協定が締結された避難施設

(1) 指定避難施設（法第56条から第59条まで及び第70条関係）

法第56条により、市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって、次の施設の基準に適合するものを、当該施設の管理者の同意を得て指定避難施設として指定することができることとしている。

施設の基準は、以下のとおりである。

第一に、当該施設が津波に対して安全な構造のものとして施行規則第31条に定める技術的基準に適合するものであることである。

第二に、基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があることである。

第三に、当該施設の管理方法について、津波の発生時において当該施設が住民等に開放されること及び指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成23年内閣府令・国土交通省令第8号）で定める基準に適合するものであることである。

また、指定に当たっては、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、階数、部屋番号等によりそれぞれの位置（階数、部屋番号等）や面積等を明確にしておく必要があるとともに、図面等により確認できるようにしておくことが適当である。

このとき、建築主事を置かない市町村の市町村長においては、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないこととしている。協議を受けた都道府県知事におかれては、主として第一に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認することとされたい。

さらに、法第70条により、指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならないこととされており、その際、住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。

また、指定避難施設が津波発生時にその役割を果たすことができるためには、当該施設の管理者の協力が不可欠であり、指定後も施設の管理者が引き続き管理すること、施設の管理者は津波避難訓練に協力する義務があること、施設の現状に重要な変更を加えようとする場合に届け出なければならないこと等から、指定の前に、制度について管理者に十分に説明した上で、管理者と平時及び津波発生時における施設の管理方法について十分な協議・調整を行うとともに、指定後は日頃より緊密な意思疎通を図ること重要である。

なお、第6の2の法第15条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、本指定避難施設又は（2）の管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

（2）管理協定が締結された避難施設（法第60条から第68条まで関係）

法第60条により、市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって、施設の基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有す

る者)との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができることとしている。

また、法第61条により、市町村長は、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、施設の基準に適合する見込みのもの(当該市町村が管理する施設を除く。)について、上記と同様に、施設所有者となろうとする者(当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができることとしている。このため、区分所有権が設定されるマンション等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、マンションの販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、法第68条に規定する承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることとなる。

このとき、建築主事を置かない市町村の市町村長においては、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならないこととしている。協議を受けた都道府県知事におかれては、主として第一に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認することとされたい。

施設の基準は、以下のとおりである。

第一に、当該施設が津波に対して安全な構造のものとして施行規則第31条に定める技術的基準に適合するものであることである。

第二に、基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があることである。

また、市町村は、施設所有者等の協力の下、津波避難訓練において管理協定が締結された避難施設を使用するなどして、住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。

なお、協定避難施設が津波発生時にその役割を果たすためには、施設所有者等の協力が不可欠であり、また、避難用部分を市町村が自ら管理すること、管理協定の公告後において施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対してもその効力が及ぶこと等から、協定締結の前に、制度についてこれらの者に十分に説明した上で、これらの者と平時及び津波発生時における施設の管理方法について十分な協議・調整を行うとともに、協定締結後も日頃より緊密な意思疎通を図ることが重要である。

管理協定に記載する必要がある事項は、以下のとおりである。

第一に、管理協定の目的となる協定避難用部分である。当該事項を定めるに当たっては、協定避難用部分を明確にするよう避難場所の階数、部屋番号、面積等の事項を記載するとともに、図面等を添付することが適当である。

第二に、協定避難用部分の管理の方法に関する事項であり、津波の発生時において協定避難用部分が住民等に開放されること、協定避難用部分について物品の設置等により避難上の支障を生じさせないことその他津波の発生時において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項及び協定避難用部分の維持修繕その他協定避難用部分の適切な管理に必要な事項について定めなければならないこととしている。また、市町村が協定避難用部分を自ら管理するものであることに十分留意して当該事項を定める必要がある。

第三に、管理協定の有効期間であり、5年以上20年以下としなければならない。なお、避難施設の重要性にかんがみれば、できるだけ有効期間は長期となるよう設定することが適当である。また、法第67条の規定により管理協定の延長も可能である。

第四に、管理協定に違反した場合の措置であり、例えば、協定の有効期間中に施設所有者等が正当な事由がなく協定避難用部分の返還を申し出た場合、管理協定に基づく市町村の管理行為を妨害する場合などの違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を定めることなどが考えられる。

なお、第6の2の法第15条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、本管理協定又は(1)の指定避難施設の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

(3) 施行規則第31条に定める技術的基準

施行規則第31条に定める技術的基準は、告示において、以下のとおりとしている。

①津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造方法 (施行規則第31条第1号・告示第1関係)

第一に、建築物等に水平方向に作用する圧力である津波による波圧について、堤防等による軽減効果が見込まれるか否か、当該効果が見込まれる場合における海岸及び河川からの距離が500m以上か否かに応じて、その計算方法を規定している。ここで、津波による波圧は、津波の進行方向が、シミュレーション等による浸水想定予測分布や海岸線の形状から想定できる場合を除き、実情に応じて引き波も考慮し、すべての方向から生じることとする。また、ピロティ等の開放部分を有し、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波が作用しない構造を有する建築物等については、当該開放部分(柱、はりその他の部分を除くことに留意すること。)に津波による波圧は作用しないものとする。加えて、開口部(開放部分を除く。)を有する建築物等については、建築物等に水平方向に作用する力である津波による波力(津波による波圧が作用する建築物等の受圧面積に、津波による波圧を乗じたものをいう。)を計算するに当たって、当該津波による

波力を、開口部の面積を考慮して、7割を下限に減じて計算することができることを規定している。なお、津波による波力の低減については、津波による波圧が建築物等の内部に強く作用することのないよう、水流の通り道や出口となるような部分が内部や受圧面の反対側の外壁等にも存在することを前提とするものである。さらに、建築物等における津波による波圧が作用する受圧部分が著しく偏在し、当該津波による波圧の作用により建築物等にねじれが生じるおそれがあるなど、建築物等の実況を考慮する必要がある場合は、当該ねじれによる影響も踏まえて安全性を確認することとする。

第二に、津波の作用時に、建築物等の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法を規定し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめなければならないことを規定している。具体的な構造計算の方法としては、保有水平耐力の検証と同様に、津波による波力によって計算した各階に生ずる力が、建築物等の水平耐力を超えないことを確かめる方法等を用いて安全性を確かめることとする。この場合においても、外壁等の津波による波圧が直接作用する構造耐力上主要な部分が破壊を生じないことを確かめることが必要である。ただし、同等以上に安全性を確かめる構造計算の方法として、例えば、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第3号に適合する鉄筋コンクリート造の建築物の場合については、津波による波力によって計算した各階に生ずる力が、建築基準法施行令第36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成19年国土交通省告示第593号）第2号イ（1）に定める式の左辺により計算した各階の耐力を超えないことを確かめる方法によることなども可能である。また、構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算に当たっては、津波による浮力の影響その他の事情を勘案することとし、この場合において、津波による浮力は、水位上昇に応じた開口部及び開放部分からの水の流入を考慮して算定する場合を除き、津波に浸かった建築物等の体積（建築物等の内部の空間の容積を含む。）に応じて計算することとする。

第三に、第二によるほか、津波の作用時に、津波による浮力の影響その他の事情を勘案し、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられた構造方法を用いることを規定している。構造耐力上主要な部分である基礎ぐい等自体が破壊を生じないことについては、第二により確かめることとしているが、当該規定については、例えば、基礎ぐいを用いる構造の場合、転倒モーメントによる力が基礎ぐいの引き抜き耐力を超えないことなどを確かめることとする。ただし、地盤改良等を行うことにより建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられたときは、この限りではない。

第四に、津波により洗掘のおそれがある場合にあっては、基礎ぐいを使用することを規定している。ただし、地下室の設置や十分な深さの基礎根入を行うこと、地盤改良や周辺部の舗装等を行うことにより、建築物等が転倒し、滑動し、又は著しく沈下しないことが確かめられたときは、この限りではない。

第五に、漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物等が容易に倒壊、崩壊等するおそれのないことが確かめられた構造方法を用いることを規定している。当該規定は、あらゆる漂流物を想定し、その衝撃に対し部材が損傷しないことを確かめることは困難であることから、漂流物の衝撃によって一部の柱等が破壊しても、当該柱等が支持していた鉛直荷重を他の柱等で負担することにより、建築物等が容易に倒壊、崩壊等しないことを確かめることなどを想定している。

②地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずる基準（施行規則第31条第2号・告示第2関係）

地震に対する安全性という観点から、新築の建築物については、地震に対する安全性に係る建築基準法令の規定によることとし、既存の建築物については、これによらない場合（建築基準法第3条の適用を受けている既存不適格建築物である場合）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準（地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）。昭和56年6月1日における建築基準法令の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。いわゆる「新耐震基準」をいう。）を含む。）に適合しなければならない。

6 避難確保計画の策定等（第71条関係）

3の第四のとおり、市町村地域防災計画等には、地下街等及び一定の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地を定めることとしているが、法第71条第1項により、その名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならないこととしている。

なお、社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設として施行令第19条に定める児童相談所には、児童相談所に設置する一時保護施設を含むものとする。また、同条に定めるその他これらに類する施設には、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、盲人ホーム、日中一時支援事業の用に供する施設、社会事業授産施設、認可外保育施設等が該当する。

避難確保計画に定める事項は、以下のとおりであり、避難確保計画への具体的な記載内容については、施設の規模や入院患者の有無等各施設の実情に応じて適切に定める必要がある。

第一に、津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、所有者・管理者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めることが適当である。

第二に、津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への掲示、津波発生時における利用者及び従業員に対する避難場所等への誘導方法等について定めることが適当である。

第三に、津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、避難訓練の実施内容、実施回数等や、避難誘導方法や避難訓練の内容の周知等について定めることが適当である。また、避難訓練は、それぞれの施設、施設利用者等の特性を踏まえ、津波から逃げるための具体的かつ実践的な訓練を行うことが適当である。

第四に、上記のほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する事項である。当該事項を定めるに当たっては、他の機関が実施する避難訓練や津波防災に関する講習会への参加等を定めることが想定される。

また、避難促進施設の所有者又は管理者は、法第71条第1項及び第2項により、避難確保計画及び避難訓練の結果を市町村長に報告しなければならないとされており、これらの報告を受けた市町村長は、同条第3項により、必要な助言又は勧告を行うことにより円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう支援することが適当である。

なお、避難促進施設について、他の法令に基づき防災上の避難の確保等の計画（以下「他法令計画」という。）を作成することとされている場合には、負担軽減の観点から、他法令計画と重複する記載事項がある場合には、重複しない記載事項の部分を避難確保計画として定めた上で、重複する部分については当該他法令計画の該当部分を添付するなどにより、避難確保計画の記載事項として他法令計画の記載事項を流用できるものとして取り扱うことも可能であ

る。

また、地方公共団体は、警戒区域内では、市町村地域防災計画等に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該市町村地域防災計画等に記載する事項も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

第10 その他

1 監視区域の指定（法第94条関係）

推進計画区域において地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがある場合には、適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあることから、推進計画区域内のうち地価が急激に上昇している等の区域を国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による監視区域として指定するよう努めることとしたものである。

監視区域については、「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針について」（平成20年11月10日国土利第55号）別添Ⅷ一を参考にして地価の動向、土地取引の状況等を綿密に精査し、その指定の要否を判断するものとする。

2 地籍調査の推進に資する調査を行う努力義務（法第95条関係）

推進計画区域において地籍調査の推進に資する調査としては、国土調査法第2条の規定に基づいて地籍調査の基礎とするために国が行う基本調査等があり、具体的には、地区の骨格となる官民境界（道路等の官有地と私有地との境界）の明確化を図る都市部官民境界基本調査等を想定している。

市町村が行う地籍調査等に先行して国が都市部官民境界基本調査等を実施すれば、その成果は円滑な公共事業の着手や地籍調査の促進に貢献できる。特に津波による浸水被害が想定される地域において地籍調査が未実施である場合には、速やかに土地境界の明確化を推進する必要があるため、このような地域を中心として、国が都市部官民境界基本調査を実施するよう努めることとしている。